

CORONA

第74期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月28日(火曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時)

開催場所

新潟県三条市東新保7番7号
当社本社技術開発センター
3階大ホール

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 拡大防止についてのお願い

本年は感染症拡大防止のため、可能な限り事前に議決権を行使いただき、会場へのご出席をお控えいただきますようお願い申し上げます。

ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりませんので、あらかじめご了承ください。

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目次

第74期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	18
計算書類 等	40
監査報告書	44



議決権行使が簡単に！

「スマート行使」[®]対応

スマートフォンからQRコード[®]を読み取ることで、議決権を簡単にご行使いただけます。

株式会社 **コロナ**

証券コード 5909

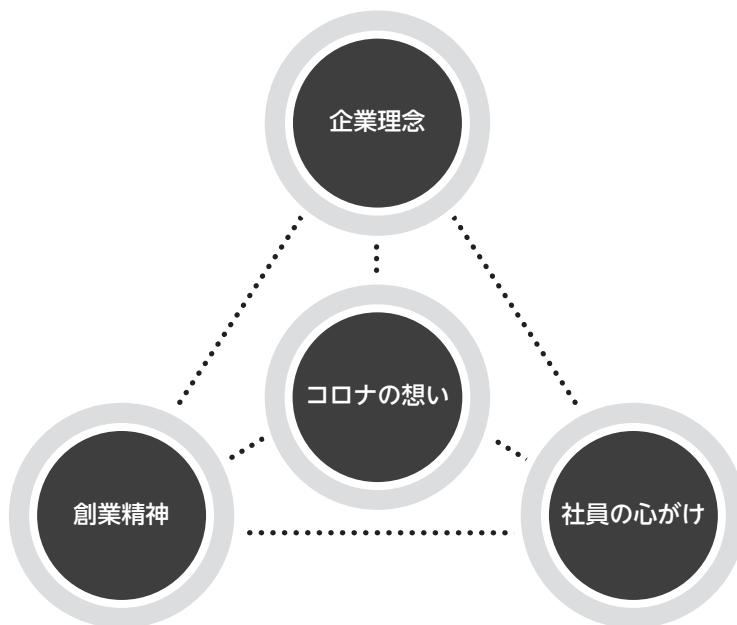
経営理念：コロナイズム

企業理念

あなたと共に

夢…新たなライフシーン…を実現しお客様に喜んでいただけるコロナ

～快適・健康で環境にやさしい心豊かな生活になくってはならないコロナでありたい～



創業精神

[誠実と努力]

- 経営とは信用を得ることである。実践すべき道を忠実に実行する誠実な経営に徹する。
- 誠を尽くして努力をすれば不可能はない。必ず道は拓ける。

コロナの想い

[感謝と感動]

- お客様や社会への感謝と人に尽くすことを忘れずに、夢と希望を持ち、明るく、仲良く、喜んで働ける「明朗」「愛和」「喜働」のやる気集団を目指したい。
- お客様から感動していただけるような、夢のある商品を生み出すことに情熱を燃やし続けたい。

社員の心がけ

[創造と協創(げんこつの理)]

- 一人ひとりが創造性を発揮し、全社一丸「げんこつの理」の精神のもと、組織総合力を高め、新たな付加価値を創出する。

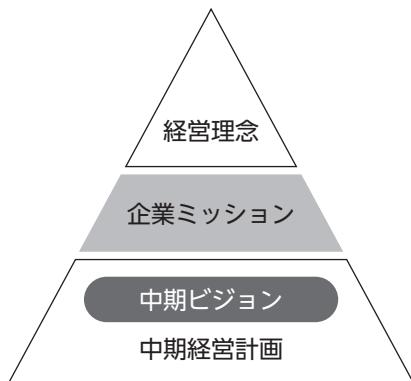
[チャレンジ For You]

- お客様のために
- 情熱と粘り強さ
- 新たな技術と創造
- オンリーワンを目指す
- スピードとステディ
- やる気集団になる

企業ミッション

当社グループは顧客提供価値の対象を「顧客」から「社会」に広げ、社会のニーズ・課題と当社グループの事業領域を照らし合わせ、当社が果たすべき使命を示したものを企業ミッションと定義しております。当社グループのフレームワークでは経営理念と中期経営計画の間に位置付けております。

当社グループは広く社会や環境に貢献する存在であるために、事業活動を通じて価値を創造し、ミッションの実現を目指してまいります。



【企業ミッション】

- 快適で心はずむ毎日
体感できる快適に加え、暮らしにゆとりや彩りを。
つかう人の心の満足も生み出します。
- 環境にやさしい暮らし
日々の暮らしを環境にやさしいものに。
毎日つかうものだから、エネルギーを効率よく利用し、
地球環境に配慮します。
- だれでもいつでも安心な社会
だれでもつかいやすく、いつでも安心を。
事業を通じて、安心でレジリエンスな社会の実現に貢献
します。

コロナグループサステナビリティ方針

当社グループは、経営理念に基づき、お客様、取引先、株主・投資家、従業員、地域社会など全てのステークホルダーとの継続的で密度の高いコミュニケーションによって深い信頼関係を築き、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、企業価値向上に取り組みます。

1. 社会的課題への取り組みと企業価値向上の取り組み

社会のニーズや課題を見据えた商品・サービスを通じて新たな価値を創造することにより、本業を通じた社会的課題の解決と企業価値向上に取り組みます。

2. 事業活動を通じた環境問題への取り組み

環境に配慮した製品・サービスを提供するとともに、当社グループの事業活動において、CO2排出量の削減、廃棄物の削減など地球環境保全に取り組みます。

3. 人権の尊重

当社グループの事業活動に関わる人々の人権を尊重し行動するとともに、労働安全衛生などに十分配慮した安全・安心の職場環境整備に取り組みます。

4. 従業員の能力を最大限に発揮できる風土づくりと人財育成

当社グループで働く全ての人々の多様な個性や働き方を尊重し、個々の能力と熱意を最大限に発揮できる風土づくりと固有技術の伝承を含めた人財育成に取り組みます。

5. 公正な企業活動・社会からの信頼

法令や社会規範を遵守することはもとより、公正な競争、高品質な製品の供給、製品や企業情報の適切な開示など誠実かつ公正な企業活動を遂行することにより、社会から高い信頼を得る経営に取り組みます。

証券コード：5909
2022年6月7日

株 主 各 位

新潟県三条市東新保7番7号

株式会社 **コロト**

代表取締役社長 大 桃 満

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様におかれましては、可能な限り書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただき、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時10分までに到着するようご返送くださるか、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ当社の指定するウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）より2022年6月27日（月曜日）午後5時10分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 新潟県三条市東新保7番7号
当社本社技術開発センター 3階大ホール

3. 目的事項

報告事項

1. 第74期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.corona.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.corona.co.jp/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止についてのご願い

- ・ 本年は感染症拡大防止のため、可能な限り事前に議決権を行使いただき、会場へのご出席をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ・ 今後の状況により、株主総会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.corona.co.jp/>) においてお知らせいたします。
- ・ ご出席される場合は、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合やご退出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ ご出席の株主様へのお土産をご用意いたしておりませんので、あらかじめご了承ください。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会
開催日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時
同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主の方1名に委任することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

株主総会にご出席いただけない場合



書面（郵送）による
議決権行使の場合



電磁的方法（インターネット）
による議決権行使の場合

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時10分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時10分入力完了分まで

次頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使書と電磁的方法（インターネット）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

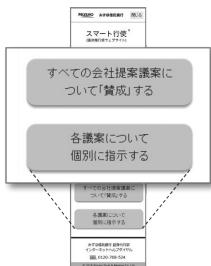
「スマート行使」 (スマートフォン等でQRコード®を読み取る方法)

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

パソコン向けサイト

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

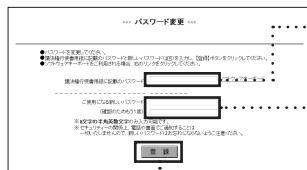
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。



みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループの資本政策は、持続的な成長のための投資と、事業特性によるリスク等を許容する健全な財務体質を確保することと、安定的・継続的な株主還元を実施することを基本方針としております。

配当につきましては、当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつと位置付けており、基本的には、長期的視野に立って今後の収益動向や配当性向を見据えつつ、将来の事業展開と事業の特性を考慮した内部留保等を総合的に勘案しながら、継続した安定配当を実施することを方針としております。また、株主総会決議による期末配当及び取締役会決議による中間配当の年2回の配当を行う方針であります。

内部留保につきましては、今後の事業成長を長期的に維持するための研究開発投資、商品開発投資及び設備投資に活用し、売上高の拡大及び収益性の向上により、長期的・総合的視点から株主の皆様の利益確保を図ってまいります。

上記の方針に基づき、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに株主の皆様への安定的な配当の継続等を勘案し、1株につき14円といたしたいと存じます。これにより、昨年12月の中間配当金（1株につき14円）を含め、当期の年間配当金は1株につき28円となります。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金14円 総額407,823,080円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>	<p style="text-align: center;">（ 削 除 ）</p> <p>（電子提供措置等） <u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(附則) 第1条 (省略) (新設)</p>	<p>(附則) 第1条 (現行どおり) 第2条 <u>変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則第2条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）12名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況 (出席率)
1	小林 一芳	代表取締役会長 再任	14回/14回 (100%)
2	大桃 満	代表取締役社長 再任	14回/14回 (100%)
3	内田 衛	専務取締役 執行役員営業本部長・LE営業部長 再任	14回/14回 (100%)
4	小池 仁	常務取締役 執行役員製造本部長 再任	14回/14回 (100%)
5	西山 昭彦	常務取締役 執行役員技術本部長・研究開発センター部長・空調商品開発グループ部長 再任	14回/14回 (100%)
6	内田 高志	取締役 執行役員総合企画部統括 再任	14回/14回 (100%)
7	塩田 清貴	取締役 執行役員営業本部副本部長・首都圏支店長 再任	14回/14回 (100%)
8	稲田 昭弘	取締役 執行役員総合企画部長 再任	14回/14回 (100%)
9	高木 修哉	取締役 執行役員総務部長 再任	14回/14回 (100%)
10	西村 常男	取締役 執行役員技術本部副本部長・住設商品開発グループ部長兼渉外部長 再任	11回/11回 (100%)
11	杵渕 学	取締役 執行役員製造本部副本部長・三条工場長・ロジスティクスセンター部長 再任	11回/11回 (100%)
12	さか坂 上 芳 仁	執行役員購買部長 新任	—

(注) 西村常男氏、杵渕学氏の取締役会出席状況は、第73期定時株主総会での選任以降の状況であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	こばやし かず よし 小林 一 芳 (1952年2月1日生)	1970年 3月 当社入社 2001年 5月 当社技術本部副本部長兼研究開発センター部長 2002年 6月 当社取締役 技術本部副本部長兼研究開発センター部長 2003年 5月 当社執行役員技術本部副本部長 2004年 6月 当社取締役 上席執行役員事業戦略部担当 2005年 4月 当社常務取締役 常務執行役員事業戦略部担当 2011年 4月 当社常務取締役 常務執行役員製造本部担当兼製造副本部長 2013年 4月 当社専務取締役 執行役員技術本部統括兼コンカレント推進室担当 2015年 5月 当社代表取締役副社長 執行役員技術本部統括 2016年 4月 当社代表取締役社長 2022年 4月 当社代表取締役会長 (現任)	36,018株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、2002年に取締役に就任後、技術部門を中心に事業戦略部門や製造部門等を統括するなど、当社の様々な部門に精通しております。2015年からは当社の代表取締役に務め、経営の指揮を執るものとして、豊富な経験と幅広い見識に基づく強いリーダーシップをとるなど、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
2	おお もも みつる 大 桃 満 (1969年10月6日生)	1990年 3月 当社入社 2016年 3月 当社執行役員経理部長 2018年 3月 当社執行役員経理部長兼IT企画室担当 2019年 6月 当社取締役 執行役員経理部長兼IT企画室担当 2020年 3月 当社常務取締役 執行役員経理部長兼IT企画室担当 2021年 3月 当社取締役副社長 執行役員経理部担当兼IT企画室担当 2021年 6月 当社代表取締役副社長 執行役員経理部担当兼IT企画室担当 2022年 3月 当社代表取締役副社長 2022年 4月 当社代表取締役社長 (現任)	12,611株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、2019年に取締役に就任後、経理部門やIT部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い見識を有しております。2021年からは当社の代表取締役に務め、経営の指揮を執るものとして、豊富な経験と幅広い見識に基づく強いリーダーシップをとるなど、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	<p>うちだ まもる 内田 衛 (1966年2月9日生)</p>	<p>1988年 4月 関越三菱電機商品販売株式会社入社 1991年10月 当社入社 2018年 3月 当社執行役員営業本部長付副本部長 2019年 3月 当社執行役員営業本部長 2019年 5月 当社執行役員営業本部長・住設営業部長 2019年 6月 当社取締役 執行役員営業本部長・住設営業部長 2020年 3月 当社常務取締役 執行役員営業本部長・住設営業部長 2021年 3月 当社専務取締役 執行役員営業本部長・LE営業部長 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、営業部門において営業本部長付副本部長等を歴任し、現在は執行役員営業本部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	151,874株
4	<p>こいけ ひとし 小池 仁 (1957年11月29日生)</p>	<p>1980年 4月 当社入社 2007年 2月 当社製造本部三条工場長 2011年 3月 当社製造本部長岡工場長 2013年 4月 当社製造本部柏崎工場長 2015年 4月 当社執行役員製造本部副本部長・柏崎工場長 2017年 6月 当社取締役 執行役員製造本部副本部長・柏崎工場長 2020年 3月 当社取締役 執行役員製造本部副本部長・柏崎工場長・ロジスティクスセンター部長 2021年 3月 当社常務取締役 執行役員製造本部長 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、製造部門において三条工場長、長岡工場長、柏崎工場長等を歴任し、現在は執行役員製造本部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	8,183株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	にし やま あき ひこ 西 山 昭 彦 (1959年11月16日生)	1982年 4月 オリンパス光学工業株式会社（現 オリンパス株式会社）入社 1995年 3月 当社入社 2016年 3月 当社執行役員技術本部副本部長・空調商品開発グループ部長 2018年 3月 当社執行役員技術本部副本部長・研究開発センター部長・空調商品開発グループ部長 2019年 6月 当社取締役 執行役員技術本部副本部長・研究開発センター部長・空調商品開発グループ部長 2021年 3月 当社常務取締役 執行役員技術本部長・研究開発センター部長・空調商品開発グループ部長（現任）	6,083株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、技術部門において商品開発等に従事し、現在は執行役員技術本部長・研究開発センター部長・空調商品開発グループ部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
6	うち だ たか し 内 田 高 志 (1986年10月23日生)	2011年 4月 当社入社 2017年 3月 当社経理部特任部長 2018年 3月 当社執行役員総合企画室統括 2020年 6月 当社取締役 執行役員総合企画室統括 2022年 3月 当社取締役 執行役員総合企画部統括（現任）	250,109株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、技術部門や経理部門等の業務に従事し、現在は執行役員総合企画部統括を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
7	しお た きよ たか 塩 田 清 貴 (1959年8月24日生)	1982年 4月 当社入社 2010年 3月 当社営業本部金沢支店長 2015年 3月 当社営業本部名古屋支店長 2019年 3月 当社執行役員営業本部名古屋支店長 2020年 3月 当社執行役員営業本部副本部長・首都圏支店長 2020年 6月 当社取締役 執行役員営業本部副本部長・首都圏支店長 (現任)	4,827株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、営業部門において金沢支店長、名古屋支店長等を歴任し、現在は執行役員営業本部副本部長・首都圏支店長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	
8	いな だ あき ひろ 稲 田 昭 弘 (1961年7月18日生)	1984年 4月 当社入社 2018年 3月 当社執行役員総合企画室部長 2020年 6月 当社取締役 執行役員総合企画室部長 2022年 3月 当社取締役 執行役員総合企画部長 (現任)	6,827株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、商品企画や経営企画等の業務に従事し、現在は執行役員総合企画部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	
9	たか き しゅう や 高 木 修 哉 (1962年5月26日生)	1985年 4月 株式会社河合楽器製作所入社 1991年 9月 当社入社 2016年 3月 当社執行役員総務部長 2020年 6月 当社取締役 執行役員総務部長 (現任)	6,727株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、人事・法務等の業務に従事し、現在は執行役員総務部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
10	にしむらつねお 西村常男 (1962年10月14日生)	1985年 4月 株式会社研精舎入社 1997年 2月 当社入社 2017年 3月 当社技術本部住設商品開発グループ部長 2019年 3月 当社執行役員技術本部副本部長・暖房商品開発グループ部長・住設商品開発グループ部長 2021年 3月 当社執行役員技術本部副本部長・住設商品開発グループ部長兼渉外部長 2021年 6月 当社取締役 執行役員技術本部副本部長・住設商品開発グループ部長兼渉外部長(現任)	4,189株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、技術部門において商品開発等に従事し、現在は執行役員技術本部副本部長・住設商品開発グループ部長兼渉外部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
11	きねみちまなぶ 杵 渕 学 (1963年6月9日生)	1989年 4月 当社入社 2012年 3月 当社製造本部柏崎工場長 2013年 4月 当社製造本部三条工場長 2017年 3月 当社執行役員製造本部副本部長・三条工場長 2021年 3月 当社執行役員製造本部副本部長・三条工場長・ロジスティクスセンター部長 2021年 6月 当社取締役 執行役員製造本部副本部長・三条工場長・ロジスティクスセンター部長(現任)	3,489株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、製造部門において柏崎工場長、三条工場長等を歴任し、現在は執行役員製造本部副本部長・三条工場長・ロジスティクスセンター部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
12	新任 さかうえよしひと 坂 上 芳 仁 (1968年11月30日生)	1992年 4月 当社入社 2020年 3月 当社執行役員購買部長(現任)	6,389株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、購買部門において原材料や部品等の調達に関する業務に従事し、現在は執行役員購買部長を務めるなど、その職務・職責を適切に果たしており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）丸山結香氏及び小出忠由氏は任期満了となりますので、監査等委員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況 (出席率)	監査等委員会出席状況 (出席率)
1	小出 忠由 こ いで ただ よし	取締役（監査等委員） 社外 独立 再任	14回/14回 (100%)	15回/15回 (100%)
2	ひら いし ひろ かせ 平 石 広 佳	— 社外 独立 新任	—	—

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p style="text-align: center;">社外 独立</p> <p>小出忠由 (1967年6月5日生)</p>	<p>1996年 10月 長津公認会計士事務所入所 1999年 10月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 入社 2006年 5月 公認会計士登録 2017年 6月 同監査法人退社 2017年 7月 税理士登録 2017年 8月 小出税務会計事務所開設(現任) 2019年 6月 日本公認会計士協会東京会新潟県会会長(現任) 2020年 6月 当社取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 小出税務会計事務所 所長</p>	— 株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、公認会計士及び税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社のコーポレートガバナンスの強化に活かすとともに、客観的かつ中立的な立場から独立性の高い取締役として経営を監督することが期待され、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者が社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由について】 同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士として培われた専門的な知識・経験等により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>			
2	<p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">社外 独立</p> <p>平石広佳 (1973年2月9日生)</p>	<p>1999年 4月 弁護士登録(新潟県弁護士会) 1999年 4月 古川兵衛法律事務所入所 2002年 4月 平石直樹法律事務所開設(現任)</p>	— 株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を当社のコーポレートガバナンスの強化に活かすとともに、客観的かつ中立的な立場から独立性の高い取締役として経営を監督することが期待され、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者が社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由について】 同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた専門的な知識・経験等により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小出忠由氏及び平石広佳氏は社外取締役候補者であります。
当社は小出忠由氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本総会において同氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、平石広佳氏が選任された場合、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 小出忠由氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年であります。
4. 当社は、小出忠由氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。同氏が再任された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、平石広佳氏が選任された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役であり、保険料は全額当社が負担しております。

ます。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

<ご参考>

当社は取締役候補の指名を行うに当たっては、代表取締役社長及び独立社外取締役2名で構成される「指名・報酬に関する諮問委員会」にて審議を行い、代表取締役社長が取締役に上程しております。

当社の取締役会は、当社の営業・技術・製造・管理部門等の業務を経験した取締役及び財務・会計、企業法務、会社経営等に精通した社外取締役により構成されております。取締役の性別、年齢等の属性について多様性を確保するよう配慮しており、女性の社外取締役（監査等委員）を1名選任しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者については、創業精神や企業理念、事業展開などに即し、迅速かつ的確な意思決定に資すると共に、持続的成長に貢献できる人物を基本としております。

監査等委員である取締役候補者については、監査等委員会の監査・監督機能の強化に資すると共に、業界や社内に精通した社内出身者と東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、多様かつ専門的な知識、経験と高い見識を有する社外出身者で構成することを基本としております。

本総会において各取締役候補者が選任された場合、取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。

地 位	氏 名	経営戦略	財務/会計	法務/コンプライアンス	開発/製造	営業/マーケティング
代表取締役会長	小 林 一 芳	●			●	
代表取締役社長	大 桃 満	●	●			
専 務 取 締 役	内 田 衛					●
常 務 取 締 役	小 池 仁				●	
常 務 取 締 役	西 山 昭 彦				●	
取 締 役	内 田 高 志	●				
取 締 役	塩 田 清 貴					●
取 締 役	稲 田 昭 弘	●				
取 締 役	高 木 修 哉			●		
取 締 役	西 村 常 男				●	
取 締 役	杵 渕 学				●	
取 締 役	坂 上 芳 仁				●	
取 締 役 (監査等委員)	杉 本 昌 義		●			
社 外 取 締 役 (監査等委員)	小 出 忠 由		●			
社 外 取 締 役 (監査等委員)	平 石 広 佳			●		

(注) 上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。当該補欠の監査等委員である取締役候補者奥村始史氏は、監査等委員である社外取締役の補欠として選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとし、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
奥村始史 (1963年2月17日生)	1990年10月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 1994年3月 公認会計士登録 2004年6月 同監査法人社員 2017年6月 同監査法人パートナー 2021年6月 同監査法人退社 2021年7月 奥村公認会計士事務所開設(現任) (重要な兼職の状況) 奥村公認会計士事務所 所長	— 株
<p>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、監査等委員である取締役に就任された場合に、当社のコーポレートガバナンスの強化に活かすとともに、客観的かつ中立的な立場から独立性の高い取締役として経営を監督することが期待され、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。</p> <p>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者が社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由について】 同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 奥村始史氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
なお、当社は奥村始史氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 奥村始史氏が選任された場合、2022年6月30日から補欠の監査等委員である取締役となります。
4. 奥村始史氏が選任された場合、当社は監査等委員である取締役就任時に同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。奥村始史氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染者数が増加する中、まん延防止等重点措置の発令やワクチン接種の促進など感染防止対策がなされたものの、国内における経済社会活動が制限を受けるなど、依然として厳しい状況が続きました。

住宅関連機器業界においては、住宅市場の一部回復が見受けられましたが、原材料価格の高騰や世界的な電子部品類等の不足による影響が発生するなど、先行きは不透明感が増しております。

このような状況の中、当社グループは第8次中期経営計画の最終年度を迎え、「コロナブランドの拡大と進化」を推進キーワードに、基本戦略「既存販売チャネルでの事業領域拡大」「空調メーカーとしてのポジション構築」「持続的成長のための機能・基盤強化」に基づいた事業戦略・機能戦略の取り組みを進めました。

事業戦略では、既存の販売チャネルを最大限に活用するための商品カテゴリー拡大やラインアップ拡充、提供価値拡大に向けた商品開発や協業など、ビジネスチャンスの拡大に取り組みました。また、ルームエアコンではエアコンブランド「ReLaLa(リララ)」のもと、IoT技術の活用や清潔性を追求した商品を投入するなど、ブランド力の強化や商品機能・性能向上の取り組みを進めました。

機能戦略では、商品やものづくりに対する想いや姿勢を発信する場として、特設サイト「CORONA快適LABO(ラボ)」を開設するなど、ブランディング強化の取り組みを進めました。また、顧客接点の強化や管理間接業務の生産性向上、物流配送機能の最適化を進めるとともに、それらの活動を支える組織や人財育成の取り組みを進めました。

【ご参考】ブランド・スローガン「つぎの快適をつくろう。CORONA」

つぎの快適をつくろう。

CORONA

「暖房のコロナ」から、年間を通じた「快適創造のコロナ」へ成長するため、ブランド・スローガンを制定しております。当社グループは、創業当初から「生活文化の向上に寄与したい」という一貫した理念のもと、様々な商品・サービスの提供を行ってきました。ブランド・スローガンには、今後は体感できる快適性にとどまらない、ワンランク上の「次なる快適」を提供するために、常に探究していこうとする姿勢や想いが込められています。

これらの取り組みにより、製品の種別別売上高の概況は、以下のとおりとなりました。

<暖房機器>

暖房機器の売上高は、25,110百万円(前期比4.5%減)となりました。

世界的な電子部品類等の不足に伴う調達難により、遠赤外線電気暖房機、寒冷地向け石油暖房機、石油ファンヒーター等の生産・販売活動に影響が生じたことに加え、12月後半まで気温が高めに推移したことや灯油価格の高騰などもあり、暖房機器全体は前期を下回りました。

<空調・家電機器>

空調・家電機器の売上高は、15,494百万円(前期比17.5%減)となりました。

ルームエアコンは、熱交換器洗浄機能や「コロナ快適ホームアプリ」による遠隔操作を可能としたセパレートタイプやウインドタイプなどの提案活動に注力しました。しかしながら、販売においては、メーカー間の販売競争の激化や昨年支給された特別定額給付金による特需の反動などが影響し、ルームエアコン全体は前期を下回りました。また、除湿機は部屋干し需要の増加などもあり、前期を上回りましたが、空調・家電機器全体は前期を下回りました。

<住宅設備機器>

住宅設備機器の売上高は、31,553百万円(前期比1.6%増)となりました。

世界的な電子部品類等の不足に伴う調達難により、エコキュートや石油給湯機の生産・販売活動に影響が生じたものの、住宅市場の一部回復やエコキュートの買い替え需要の拡大もあり、住宅設備機器全体は前期を上回りました。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による当社グループへの影響につきましては、訪問営業における制限や展示商談会の開催自粛が一部継続しているほか、世界的な電子部品類等の不足による影響が生産・販売活動において生じました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は78,648百万円(前期比3.7%減)となりました。利益面については、全社的な経費削減に取り組みましたが、原材料価格の高騰、暖房機器や空調・家電機器の販売減少などが影響し、営業利益は850百万円(前期比10.8%減)、経常利益は1,195百万円(前期比6.9%減)となりました。また、前連結会計年度に計上した投資有価証券評価損等の特別損失が大幅に減少したことや繰延税金資産の回収可能性の見直しに伴う法人税等調整額の計上などにより、親会社株主に帰属する当期純利益は939百万円(前期比50.1%増)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

製品の種別区分	2020年度 第73期	2021年度 (当期)第74期	前 増	期 減	比 率
	百万円	百万円			
暖房機器	26,286	25,110			4.5%減
空調・家電機器	18,778	15,494			17.5%減
住宅設備機器	31,054	31,553			1.6%増
その他の	5,527	6,489			17.4%増
合計	81,646	78,648			3.7%減

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は1,216百万円(有形固定資産1,069百万円、無形固定資産147百万円)であります。そのうち、有形固定資産投資の主なものは、新商品に伴う金型の製作及び購入、当社及び連結子会社の各工場の合理化等を目的とした生産設備の導入及び更新であります。無形固定資産投資の主なものは、ソフトウェア投資であります。

なお、当連結会計年度において実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失に該当する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の収束が見通せないことから、経済社会活動への影響が続くことが考えられます。また、電子部品類等における調達面での安定性に懸念が残るほか、原材料・資源価格や物価の上昇などにより、経済活動や国民生活へさらに影響が生じることが予想されます。

住宅関連機器業界においては、中長期的には世帯数の減少や住宅の長寿命化による新設住宅着工戸数の減少が予想されます。また、脱炭素社会の実現に向け、住宅や住宅関連機器は省エネ性向上など環境に対する配慮が一層求められることが見込まれます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が当社グループの事業に与える影響につきましては、感染状況によっては、今後も展示商談会等のイベントや訪問営業における一部制限が継続することが予想されます。また、世界的な電子部品類等の不足によって、生産・販売活動における影響などが継続する場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

このような状況のもと、当社グループは持続可能な社会の実現に向けて、2027年に控える創業90周年を見据えた「2026ビジョン」を策定し、その実現を目指して、利益ある成長経営と新規領域への挑戦に取り組むための新たな中期経営計画を2022年度から推進してまいります。また、調達面においては、調達先の拡大などのリスク分散をはかり、安定的な生産・供給活動を推進できるよう努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

【コロナグループ中期経営戦略】(2022年度～2026年度)

ブランドスローガン「つぎの快適をつくろう。CORONA」をより一層前に進め、当社グループの描くこれからの快適を実現するために、創業90周年を見据えた中期経営戦略を策定いたしました。これまでの領域を超え、壁を取り払い、持続可能な社会の実現に向けた2026ビジョンを策定し、「CORONA」と「Action」を掛け合わせた「CORONAction.(コロナクション)」を旗印に、つぎの快適をつくるアクションを起こしてまいります。

■2026ビジョン

- ・脱炭素社会への貢献 レジリエンスな社会
環境問題解決への貢献、平時・有事を問わず健康的な生活を継続できるレジリエンス性の高い商品・サービスの提供
- ・快適の進化 暮らしの質向上
日常の様々なシーンにおける「快適さ」「楽しさ」を生み出す商品・サービスの提供
- ・利益体質への転換
経営課題である高コスト体質の改善

■第9次中期経営計画 (2022年度～2024年度)

持続可能な社会の実現に向けた「2026ビジョン」の実現を目指し、「変わる、そして挑む」をスローガンに、利益ある成長経営と新規領域への挑戦に取り組むための中期経営計画を推進してまいります。

基本戦略

1. ヒートポンプ/電化事業の拡大
再生可能エネルギーを活用した環境配慮型機器の開発・普及拡大、エネルギーの多様化に合わせた研究開発、商品・サービス開発
2. 「楽」から「楽しい」への事業領域拡大
家の中・家の外における快適で楽しい暮らしの提供に向けた事業の育成・拡大、商品・サービス開発
3. 業務合理化による高コスト体質からの脱却
管理間接業務の効率化・生産性向上による固定費の削減、開発のスピードアップ

経営目標

2024年度	
連結売上高	88,700百万円
連結経常利益	2,000百万円
連結経常利益率	2.3%

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2018年度 第71期	2019年度 第72期	2020年度 第73期	2021年度 (当期)第74期
売上高	83,195	78,711	81,646	78,648
営業利益	1,639	517	953	850
経常利益	1,926	792	1,283	1,195
親会社株主に帰属する当期純利益	1,248	385	626	939
1株当たり当期純利益	42円56銭	13円19銭	21円46銭	32円26銭
総資産	99,352	96,114	98,621	98,304
純資産	72,865	71,162	73,078	72,780

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき算出しております。
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第73期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社新井コロナ	58百万円	100%	暖房機器、空調機器等の製造
株式会社今町コロナ	30	100	暖房機器、空調機器等の製造
株式会社栃尾コロナ	26	100	住宅設備機器、空調機器等の製造及び暖房機器、住宅設備機器等の部品加工
コロナサービス株式会社	25	100	アフターサービス
コロナ物流株式会社	10	100	倉庫業及び貨物運送取扱
コロナリビングサービス株式会社	10	100	不動産賃貸、住宅等のハウスクリーニング及びリフォーム
大和興業株式会社	10	100	家電機器、住宅設備機器等の販売
株式会社サンライフエンジニアリング	110	100	管工事、電気工事等のシステム設計、施工、メンテナンスサービス
株式会社コロナテクノ	30	100	電気器具部品等の設計及び製造
株式会社金辰商事	55	100	住宅設備機器等の販売
札幌コロナ物流株式会社	10	100	倉庫業及び貨物運送取扱
株式会社コロナファイナンス	10	(100)	損害保険代理業

(注)「当社の出資比率」欄の括弧書きは間接所有による出資比率であります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、暖房機器、空調・家電機器、住宅設備機器の製造、販売、施工を主要な事業内容とし、さらにこれら事業に関する物流、サービス等の事業活動を行っております。

製品の種類別区分の主要製品は次のとおりであります。

製品の種類別区分	主 要 製 品
暖 房 機 器	石油ファンヒーター、ポータブル石油ストーブ、寒冷地向け石油暖房機、遠赤外線電気暖房機等
空調・家電機器	セパレートエアコン、ウインドエアコン、除湿機、加湿器等
住 宅 設 備 機 器	自然冷媒CO ₂ 家庭用ヒートポンプ給湯機(エコキュート)、電気温水器、石油給湯機、温水式暖房システム、ヒートポンプ式冷温水システム、地中熱ヒートポンプ冷暖房システム、ナノミストサウナ、美容健康機器、多機能加湿装置等
そ の 他	管工事等の設計施工、上記製品の部品、不動産賃貸等

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所在地	名 称	所在地
当社本社	新潟県	当社長岡工場	新潟県
当社札幌支店	北海道	株式会社新井コロナ	新潟県
当社青森支店	青森県	株式会社今町コロナ	新潟県
当社仙台支店	宮城県	株式会社栃尾コロナ	新潟県
当社北関東支店	埼玉県	株式会社栃尾コロナ下田工場	新潟県
当社首都圏支店	東京都	コロナサービス株式会社	新潟県
当社新潟支店	新潟県	コロナ物流株式会社	新潟県
当社金沢支店	石川県	コロナリビングサービス株式会社	新潟県
当社名古屋支店	愛知県	大和興業株式会社	千葉県
当社大阪支店	大阪府	株式会社サンライフエンジニアリング	新潟県
当社広島支店	広島県	株式会社コロナテクノ	新潟県
当社福岡支店	福岡県	株式会社金辰商事	青森県
当社三条工場	新潟県	札幌コロナ物流株式会社	北海道
当社柏崎工場	新潟県	株式会社コロナファイナンス	新潟県

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
2,240名	43名減

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数には、パートタイマーの当連結会計年度における平均雇用人員(77名)は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 90,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,130,220株（自己株式212,234株を除く。）
- (3) 株 主 数 12,187名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社コロナ興産	11,057 千株	37.96 %
公益財団法人内田エネルギー科学振興財団	2,359	8.10
株式会社第四北越銀行	1,318	4.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,228	4.22
コロナ社員持株会	1,044	3.59
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	445	1.53
内田 力	380	1.31
外山産業株式会社	365	1.26
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	283	0.97
ダイヤゼブラ電機株式会社	276	0.95

(注) 持株比率は自己株式(212,234株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化するとともに株主との価値共有のため、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して、株式報酬の額を年額100百万円以内、株式数の上限を年10万株以内とする特定譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

対象取締役は、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資し当社の普通株式の発行又は処分を受けます。その譲渡が制限される期間は、交付日から当該対象取締役が当社の

取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間となります。当社が支給する上記金銭報酬債権の額は、各対象取締役の役位その他諸般の事情を勘案し算定しております。

なお、対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下、「役務提供期間」という。）が満了する前に上記に定める地位を退任又は退職した場合等、一定の事由が生じた場合には、当社は、対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）を無償で取得します。ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整いたします。

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	39,462株	12名

（6） その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2022年3月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
小林 一 芳	代表取締役社長	
大 桃 満	代表取締役副社長	
内 田 衛	専務取締役	執行役員営業本部長・LE営業部長
小 池 仁	常務取締役	執行役員製造本部長
西 山 昭 彦	常務取締役	執行役員技術本部長・研究開発センター部長・空調商品開発グループ部長
内 田 力	取締役相談役	
内 田 高 志	取締役	執行役員総合企画部統括
塩 田 清 貴	取締役	執行役員営業本部副本部長・首都圏支店長
稲 田 昭 弘	取締役	執行役員総合企画部長
高 木 修 哉	取締役	執行役員総務部長
西 村 常 男	取締役	執行役員技術本部副本部長・住設商品開発グループ部長兼渉外部長
杵 淵 学	取締役	執行役員製造本部副本部長・三条工場長・ロジスティクスセンター部長
杉 本 昌 義	取締役 (常勤監査等委員)	
丸 山 結 香	取締役 (監査等委員)	有限会社MAX・ZEN performance consultants 代表取締役 特定非営利活動法人ワーキング ウイメンズ アソシエーション 理事長
小 出 忠 由	取締役 (監査等委員)	小出税務会計事務所 所長

- (注) 1. 取締役(監査等委員)の丸山結香氏及び小出忠由氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門等との十分な連携を可能とするため、杉本昌義氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役(常勤監査等委員)の杉本昌義氏は、当社の経理部門において長年にわたる経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役(監査等委員)の小出忠由氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役(監査等委員)の丸山結香氏及び小出忠由氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
6. 取締役(常勤監査等委員)の松平文隆氏は、2021年6月25日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

7. 2021年6月25日付で、以下のとおり異動がありました。

氏名	異動後	異動前
内田 力	取締役相談役	代表取締役会長
大桃 満	代表取締役副社長 執行役員経理部担当兼IT企画室担当	取締役副社長 執行役員経理部担当兼IT企画室担当

8. 2022年3月21日付で、以下のとおり異動がありました。

氏名	異動後	異動前
大桃 満	代表取締役副社長	代表取締役副社長 執行役員経理部担当兼IT企画室担当
内田 高志	取締役 執行役員総合企画部統括	取締役 執行役員総合企画室統括
稲田 昭弘	取締役 執行役員総合企画部長	取締役 執行役員総合企画室部長

9. 2022年4月1日付で、以下のとおり異動がありました。

氏名	異動後	異動前
小林 一芳	代表取締役会長	代表取締役社長
大桃 満	代表取締役社長	代表取締役副社長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その内容の概要は次のとおりです。決定方針は、「指名・報酬に関する諮問委員会」にて審議され、取締役会で決定しております。

ア. 基本方針

取締役の報酬は、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位、職責を踏まえた適正な水準とする。また、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とする。具体的には、基本報酬（固定報酬）、業績連動報酬及び非金銭報酬（株式報酬）により構成する。

イ. 基本報酬（固定報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）とし、役位、在任年数等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

ウ. 業績連動報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、経営目標の達成状況を測るひとつの指標である営業利益の額を反映した金銭報酬とし、各事業年度の営業利益に応じて社内基準により算出された額を一定の時期に支給する。

エ. 非金銭報酬（株式報酬）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化するとともに株主との価値共有のため、特定譲渡制限付株式報酬とする。株式付与の対象となる取締役は、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資し当社の普通株式の発行又は処分を受ける。その譲渡が制限される期間は、交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とする。当社が支給する上記金銭報酬債権の額は、各対象取締役の役位その他諸般の事情を勘案し算定する。

オ. 基本報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬等の種類別の報酬割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、「指名・報酬に関する諮問委員会」において審議を行う。取締役会（後掲力の委任を受けた代表取締役社長）は、同委員会の

審議内容を尊重し、種類別の報酬割合を目安に取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬：非金銭報酬＝7：2：1とする（業績連動報酬が最大値の場合）。

カ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定手続に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬の額、株式報酬の現物出資に充てる金銭報酬債権額の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、「指名・報酬に関する諮問委員会」にて適切に報酬原案が審議されていることを確認したうえ、上記委任を行う。なお、株式報酬における取締役個人別の割り当て株式数は、取締役会にて決議する。

監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会で定めた総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により、各監査等委員である取締役の報酬額を決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第68期定時株主総会において、年額350百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月25日開催の第72期定時株主総会において、株式報酬の額を年額100百万円以内、株式数の上限を年10万株以内（監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は12名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第68期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、2021年6月25日開催の取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長小林一芳氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬の額、株式報酬の現物出資に充てる金銭報酬債権額の評価配分であります。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業務を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価

を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、「指名・報酬に関する諮問委員会」にて適切に報酬原案が審議されていることを確認したうえで、上記委任を行う等の措置を講じております。当該手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	249	203	7	38	14
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	18 (6)	18 (6)	0 (0)	— (—)	4 (2)

- (注) 1. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、経営目標の達成状況を測るひとつの指標である営業利益の額を反映した金銭報酬としており、各事業年度の営業利益に応じて社内基準により算出された額を一定の時期に支給しております。
当事業年度における業績連動報酬等に係る指標の実績は、第72期の営業利益△43百万円及び第73期の営業利益247百万円となっております。
なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、第72期に係る数値については当該会計基準等を遡って適用する前の数値、第73期に係る数値については当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。
2. 取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対する非金銭報酬等の総額は、当事業年度に係る特定譲渡制限付株式報酬の費用計上額であります。
なお、当該株式報酬の内容及びその交付状況は「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
丸山結香	取締役 (監査等委員)	<p>当事業年度に開催した取締役会14回のうち13回、監査等委員会15回のうち14回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、消費者としての視点や女性活躍促進策など広範かつ高度な視点を当社の経営に反映するとともに、客観的かつ中立的な立場から独立性の高い取締役として経営を監督することが期待されており、取締役会においては、意思決定の適法性・適正性・妥当性を確保するための助言・提言を行い、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等により、経営上の課題について助言・提言を行っているほか、他の取締役との定期的な意見交換、執行役員会への出席、事業部門等の監査、内部監査部門及び会計監査人との定期的な会合等を行っております。</p> <p>なお、同氏は、取締役会の諮問機関である「指名・報酬に関する諮問委員会」の委員であり、当事業年度に開催した諮問委員会3回のうち3回に出席いたしました。</p>
小出忠由	取締役 (監査等委員)	<p>当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回、監査等委員会15回のうち15回に出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的知識と豊富な経験を当社のコーポレートガバナンスの強化に活かすとともに、客観的かつ中立的な立場から独立性の高い取締役として経営を監督することが期待されており、取締役会においては、意思決定の適法性・適正性・妥当性を確保するための助言・提言を行い、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等により、経営上の課題について助言・提言を行っているほか、他の取締役との定期的な意見交換、執行役員会への出席、事業部門等の監査、内部監査部門及び会計監査人との定期的な会合等を行っております。</p> <p>なお、同氏は、取締役会の諮問機関である「指名・報酬に関する諮問委員会」の委員であり、当事業年度に開催した諮問委員会3回のうち3回に出席いたしました。</p>

- ④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

(6) 取締役会の実効性評価

当社の取締役会は、取締役会の実効性を評価するために、事業年度ごとに、取締役全員に無記名方式でアンケートを実施し、取締役会の構成、運営、課題、取締役会を支える体制の整備運用状況、株主・投資家との関係性等について、第三者機関を交え、分析・評価を行っております。

同アンケートにおいて、適切と評価された項目や改善がみられた項目については、維持・向上に努めるとともに、課題については検討・改善等を図り、さらなる取締役会の実効性及び機能の向上に取り組んでおります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

36百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

36百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、監査等委員全員の同意により、当該会計監査人を解任します。また、会計監査人が、わが国の監査基準等に照らし会計監査人としての適格性又は信頼性を損なう状況にあると判断したときは、監査等委員会の決定により、当該会計監査人を再任しません。この場合には、会社法に定める資格及び手続等に従い他の会計監査人を選定し、会計監査人選任議案を株主総会に諮るものとします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制について、取締役会において次のとおり決定しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社グループは、取締役及び使用人がとるべき行動規範として「経営理念（コロナイズム）」を定め、法令遵守及び誠実な行動の確保を図る。
 - イ. 監査等委員会は、監査等委員会監査等基準及び監査計画に基づき、取締役及び使用人の職務並びに業務執行を監査する。
 - ウ. 法令違反や不正行為等の発生、又はそのおそれのある状況を発見した場合に、直接通報相談を受け付ける内部通報窓口を社内・社外に設置し、匿名での通報を認めるとともに通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
 - エ. 業務執行部門から独立した代表取締役社長直属の監査部は、監査計画に基づいて内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会並びに関係部門に適宜報告する。
 - オ. 当社グループは、業務執行に際して、反社会的勢力と一切の関係を持たない。不当要求に対しては、組織全体で毅然とした対応を行うことを基本方針とし、拒否する意思表示を明確に行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備し、法令、定款及び規則・規定・要領等（以下、「社内規則」という。）に基づき作成・保存する。
 - イ. 上記の情報は、取締役会による取締役の職務の執行の監督又は監査等委員会による取締役の職務の執行の監査及び監督に当たり必要と認めるときは、いつでも閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 当社は、経営危機を事前に回避するため、社内規則に従い、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、各部門のリスク管理業務を統括する。
 - イ. 各部門の長は、自部門において内在するリスクを把握・分析・評価したうえで、適切な対策を実施するとともに、その管理状況を監督する。
 - ウ. 当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置する。対策本部は、予め定める社内規則に則り必要な対策を実施し、当社の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 当社は、原則として定時の取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を監督する。

- イ. 当社は、経営の迅速な意思決定、取締役の効率的な職務執行を確保するため、執行役員制度を採用する。
 - ウ. 当社は、中期経営計画に基づき年度経営方針・年度部門方針アクションプラン等を策定し、目標達成に向けた進捗状況の管理を行う。
- ⑤ 財務報告の適正及び信頼性を確保するための体制
- ア. 当社は、財務報告に係る内部統制を円滑かつ効率的に推進するため内部統制規定及び内部統制評価要領を定め、内部統制の基本的枠組みを示し、内部統制評価の区分・範囲及び基本的な手続きを明確にする。また、監査部を推進部門として全社的体制を整備する。
 - イ. 当社は、内部統制の目的を達成するために、内部統制の基本的要素が業務に組み込まれたプロセスを構築し、組織内のすべての者によって適切に機能するよう運用する。
 - ウ. 代表取締役社長は、内部統制の最終評価責任者として、財務報告の信頼性に影響を及ぼす重要性の観点から必要な範囲について、内部統制の有効性を評価し、内部統制報告書を作成する。整備・運用状況の評価は、原則として評価対象業務及び部門から独立した監査部が代表取締役社長を補助し行う。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社及び子会社における情報の共有化、指示の伝達等が効率的に行われる体制を構築するため、社内規則に従い、グループ全体を統括管理する総合企画部と、当該子会社の日常管理を行う業務管理部門とが連携・調整を図り、状況に応じて適切な管理を行う。
 - イ. 当社は、関係会社管理規定に基づき、子会社に対して業務執行状況、財務状況等を報告させ、重要な意思決定及び事業活動に重要な影響を及ぼす事項について、適時適切な報告をさせる体制を整備する。
 - ウ. 総務部・経理部等の専門的職能を有する関係部門は、総合企画部又は業務管理部門の要請に基づいて支援を行う。
 - エ. 監査部は、代表取締役社長の指示により子会社に対して会計監査又は業務監査を行い、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会並びに関係部門に適宜報告する。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ア. 監査等委員会の職務を補助し監査等委員会の運営に関する事務（以下、補助業務という。）を行うために、監査等委員会事務局を監査部に置く。
 - イ. 当該補助業務を行う使用人は内部監査業務を兼任するが、監査等委員会がさらに拡充を求める場合、代表取締役社長と協議する。
 - ウ. 監査等委員会は、必要に応じて、監査部その他関係部門に対し、当該使用人の調査に協力するよう要請することができる。

- ⑧ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 当該補助業務を行う使用人が監査等委員会から必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人の指揮命令を受けない。
 - イ. 当該使用人の人事異動、評価等に関しては、事前に監査等委員会の同意を得る。
- ⑨ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 監査等委員会が選定する監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務並びに業務の執行状況を把握するため、執行役員会その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に説明を求めることができる。
 - イ. 監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が決裁する稟議書その他職務執行に関する重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して説明を求め、又は報告を受けることができる。
 - ウ. 監査等委員会が選定する監査等委員は、子会社における重要な意思決定の過程及び職務並びに業務の執行状況を把握するため、当該子会社の取締役、監査役及び使用人並びに業務管理部門に対して説明を求め、又は報告を受けることができる。
 - エ. 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査役並びに使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、会社の目的外の行為その他法令若しくは定款に反する事実を発見したとき、又は経営・業績に影響を及ぼす重要な事項について決定したときは、直ちに当社の監査等委員会に報告する。
 - オ. 監査等委員会に報告を行った者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ア. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用を支弁するため、予め一定額の予算を確保し、監査等委員からの請求に応じ、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払もしくは償還又は債務の処理を行う。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互認識と信頼関係を深めるように努める。

- イ. 代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会監査の重要性と有用性に対する認識及び理解を深めるよう促し、監査等委員会の職務執行が実効的に行われるよう相互に協力する。
- ウ. 監査等委員会は、監査部及び会計監査人と定期的に会合を持つなど相互に連携し、監査方針や計画、監査結果の報告を受け、監査等委員会監査の実効性確保を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① 法令・定款への適合の確保について
 - ア. 当社グループは、行動規範として「経営理念（コロナイズム）」を定め、コロナグループ全社員への浸透を図っております。経営方針発表会や新入社員研修、管理職研修などの階層別研修において、意識の向上に取組みました。
 - イ. 内部監査を行う監査部では、年間の監査計画に基づいて、業務執行が有効的かつ効率的に行われているかを監査しております。なお、当事業年度におきましては、グループ子会社1社を含めて46ヵ所を監査しました。
- ② 損失の危険の管理について
 - ア. 当社グループにおける業務上のリスクの抽出を行い、既に開示している事業等のリスクも含め、リスク管理委員会に適宜報告しております。なお、当事業年度におきましては、リスク管理委員会を4回開催しました。
 - イ. 世界的な電子部品類等の不足に伴う調達難を受けて、2021年6月より調達リスクの対策会議を開催、調達・生産・在庫・販売の状況や社内外の情報を集約し、各部門が連携して活動するための情報共有を行っております。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の再拡大を受けて、2021年8月より感染防止の対策会議を再開、対策の協議と情報共有を行っております。
- ③ 取締役の効率的な職務執行の確保について
 - ア. 当社は、取締役会規則に基づき、原則として定時の取締役会を月1回開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営に関する重要事項の決定を行っております。なお、当事業年度におきましては、取締役会を14回開催しました。
 - イ. 第三者機関を利用した取締役会の実効性評価を実施しております。
 - ウ. 当社グループは、「変わる、そして挑む」をスローガンに、2022年度からの3年間を対象とする第9次中期経営計画を策定しました。
- ④ 監査等委員会の実効的な監査の確保について
 - ア. 監査等委員会が選定する監査等委員は、単独又は複数で調査を行い、必要に応じて当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査役並びに使用人に説明を求めています。

- イ. 監査等委員会は、当事業年度におきまして、代表取締役と2回、会計監査人と9回会合を持ち、意見交換を行いました。また、監査等委員会開催時には、監査部より内部監査の実施状況について報告を受けるなど、情報共有を図っております。
- ウ. 監査等委員会の職務を補助するため、監査部に監査等委員会事務局を設置し、補助使用人2名（内部監査業務を兼任）を配置しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループの資本政策は、持続的な成長のための投資と、事業特性によるリスク等を許容する健全な財務体質を確保することと、安定的・継続的な株主還元を実施することを基本方針としております。

配当につきましては、当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつと位置付けており、基本的には、長期的視野に立って今後の収益動向や配当性向を見据えつつ、将来の事業展開と事業の特性を考慮した内部留保等を総合的に勘案しながら、継続した安定配当を実施することを方針としております。また、株主総会決議による期末配当及び取締役会決議による中間配当の年2回の配当を行う方針であります。

内部留保につきましては、今後の事業成長を長期的に維持するための研究開発投資、商品開発投資及び設備投資に活用し、売上高の拡大及び収益性の向上により、長期的・総合的視点から株主の利益確保を図ってまいります。

自己株式の取得につきましては、機動的な資本政策を遂行できるよう、適宜、適切な対応を検討します。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示していません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	55,265	流動負債	23,470
現金及び預金	5,078	支払手形及び買掛金	17,699
受取手形	2,191	未払法人税等	87
電子記録債権	9,000	製品保証引当金	461
売掛金	6,294	その他の	5,221
契約資産	213	固定負債	2,053
有価証券	17,143	繰延税金負債	953
商品及び製品	11,949	退職給付に係る負債	9
仕掛品	778	再評価に係る繰延税金負債	960
原材料及び貯蔵品	715	その他の	130
その他	1,916	負債合計	25,524
貸倒引当金	△15	(純資産の部)	
固定資産	43,038	株主資本	71,999
有形固定資産	17,076	資本金	7,449
建物及び構築物	4,342	資本剰余金	6,686
機械装置及び運搬具	1,799	利益剰余金	58,074
工具、器具及び備品	607	自己株式	△212
土地	10,210	その他の包括利益累計額	781
建設仮勘定	116	その他有価証券評価差額金	420
無形固定資産	588	土地再評価差額金	772
投資その他の資産	25,373	退職給付に係る調整累計額	△412
投資有価証券	18,857	純資産合計	72,780
退職給付に係る資産	5,972		
繰延税金資産	27		
その他	535		
貸倒引当金	△19		
資産合計	98,304	負債純資産合計	98,304

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		78,648
売上原価		61,249
売上総利益		17,398
販売費及び一般管理費		16,548
営業利益		850
営業外収益		
受取利息及び配当金	219	
その他の営業外収益	133	352
営業外費用		
支払利息	3	
その他の営業外費用	4	7
経常利益		1,195
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	14	18
特別損失		
固定資産除却損失	12	
その他の特別損失	0	13
税金等調整前当期純利益		1,200
法人税、住民税及び事業税	234	
法人税等調整額	25	260
当期純利益		939
親会社株主に帰属する当期純利益		939

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	53,656	流動負債	25,778
現金及び預金	4,820	支払手形	1,014
受取手引金	2,076	買掛金	15,330
電売子記録掛	8,833	未払金	2,567
有価証券	5,598	未払費用	1,310
商品及び製品	17,143	未払法人税等	46
仕掛品	364	前受金	37
原材料及び貯蔵品	727	預り金	3,835
前払費用	180	製品保証引当金	461
未収入金	1,209	設備関係支払手形	24
未消費税	890	その他	1,148
貸倒引当金	196	固定負債	2,293
	△5	繰延税金負債	1,208
固定資産	42,238	再評価に係る繰延税金負債	960
有形固定資産	14,300	その他	124
建物	3,993	負債合計	28,071
構築物	82	(純資産の部)	
機械及び装置	1,139	株主資本	66,629
車両運搬具	2	資本金	7,449
工具、器具及び備品	572	資本剰余金	6,686
土地	8,399	利益剰余金	6,686
建物	111	利益準備金	52,704
無形固定資産	580	利益準備金	489
ソフトウェア	443	その他利益剰余金	52,215
ソフウェア	45	特別償却準備金	2
その他	91	圧縮積立金	87
投資その他の資産	27,358	繰越利益剰余金	50,800
投資関係	18,606	自己株式	1,325
出資会社	1,609	評価・換算差額等	△212
長期貸付	3	その他有価証券評価差額金	1,195
破産更生債権	203	土地再評価差額金	422
長期前払費用	16	純資産合計	772
長期前払金の引当	25		67,824
貸倒引当金	6,479		
	430		
	△17		
資産合計	95,895	負債純資産合計	95,895

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		72,967
売上原価		56,893
売上総利益		16,074
販売費及び一般管理費		15,945
営業利益		128
営業外収益		
受取利息	35	
有価証券利息	130	
受取配当金	415	
その他の営業外収益	84	666
営業外費用		
支払利息	4	
その他の営業外費用	4	8
経常利益		786
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	14	18
特別損失		
固定資産除却損失	12	
その他の特別損失	0	13
税引前当期純利益		792
法人税、住民税及び事業税	△8	
法人税等調整額	12	3
当期純利益		788

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社 コロナ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 秀和
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 清水 俊直
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コロナの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コロナ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社 コロナ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 秀和
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 清水 俊直
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コロナの2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、監査部と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社コロナ 監査等委員会

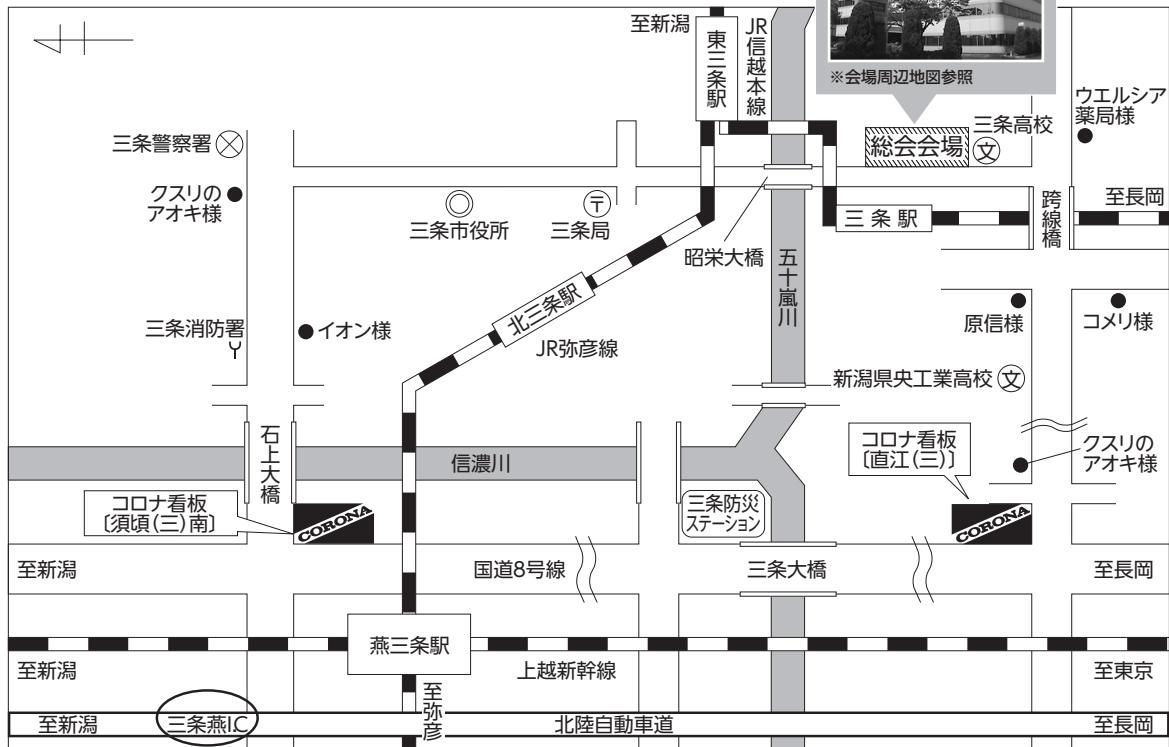
監査等委員(常勤)	杉 本 昌 義	Ⓐ
監査等委員	丸 山 結 香	Ⓐ
監査等委員	小 出 忠 由	Ⓐ

(注) 監査等委員丸山結香及び小出忠由は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場のご案内

会 場…新潟県三条市東新保7番7号
 当社本社技術開発センター 3階大ホール
 電話 (0256) 32-2111 (大代表)



■会場周辺地図



[JR] 上越新幹線燕三条駅からタクシー20分
 信越本線東三条駅からタクシー10分
 信越本線三条駅から徒歩10分
 [北陸自動車道] 三条燕I.Cから20分